

名古屋市認知症介護実践者等養成事業実施要綱

1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を習得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

(1) 事業の実施主体は、名古屋市（以下「市」という。）とする。ただし、その事業の一部を、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険施設（介護保険法（平成9年法律第123号。（以下「法」という。）第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）に委託することができる。

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる研修については、それぞれに定める者が実施する。

(ア) 4 認知症介護基礎研修及び5 認知症介護実践研修（以下「名古屋市実践研修等」という。）

名古屋市長（以下「市長」という。）が指定する法人（以下「研修実施機関」という。）が、その責任の下に事業を実施する。なお、法人の指定については、名古屋市認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修実施機関指定要綱による。

(イ) 9 認知症介護指導者養成研修

「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日付け老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）（以下「国要綱等」という。）に基づき、認知症介護研究・研修大府センター（以下「大府センター」という。）が、その責任の下に事業を実施する。市は、大府センターの実施する認知症介護指導者養成研修に、市長が適当と認める研修生を派遣し、認知症介護実践研

修を企画し、講義、演習、実習を担当することができる指導者を養成するものとする。

3 研修実施機関

(1) 事業計画の作成

研修実施機関は、名古屋市実践研修等の事業計画の企画・作成にあたっては、名古屋市認知症介護指導者養成研修又は都道府県・政令指定都市が実施する同様の研修を修了した者と連携、又は協力しなければならない。

(2) 事業計画の提出

研修実施機関は、認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修事業計画書（様式1）に次に掲げる書類を添付して、各年度4月末日までに市長に提出する。

ア 国要綱等に規定する認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修（以下「実践研修等」という。）の事業計画概要

開講目的、各回の実施予定会場名、所在地、研修期間、受講対象者、定員数、受講に要する費用、使用するテキスト名及び募集案内の方法等

イ 名古屋市実践研修等のカリキュラム及び日程表

ウ 名古屋市実践研修等の講師の氏名、担当科目及び履歴に関する書類

名古屋市認知症介護指導者の認定にかかる実施要領に基づき認定を受けた名古屋市認知症介護指導者が講師をする場合、講師の履歴に関する書類の提出を省略することができる。

エ 実践研修等の収支予算状況に関する書類

オ その他市長が必要と認める書類

(3) 変更届の提出

研修実施機関は、前項の規定により提出した内容を変更しようとするときは、認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修変更届（様式2）を市長に提出する。

(4) 事業報告の提出

研修実施機関は、前項の事業計画書に記載した研修が終了したときは速やかに、次に掲げる事項を記載した認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修事業報告書（様式3）を市長に提出する。

ア 名古屋市実践研修等の研修種別・名称

イ 名古屋市実践研修等の実施期間

ウ 名古屋市実践研修等の受講者数及び修了者数のうち、市内の介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という。）に従事する介護職員等の数

エ 実践研修等事業の収支決算書

オ 教材等、名古屋市実践研修等の受講者に配布した資料

カ その他市長が必要と認める書類

(5) 留意事項

ア 研修実施機関は、事業運営上知り得た受講者の秘密の保持に留意し、個人にかかる情報については、適切に管理しなければならない。これは、指定期間終了後においても同様とする。

イ 研修実施機関は、実習にあたって実習施設等の利用者の健康、安全及び人権について最大限の配慮をするよう受講者を指導するとともに、実習において知り得た個人の秘密の保持について、十分に留意するよう受講者を指導しなければならない。

(6) 調査及び指導

市長は、研修実施機関に対し、必要があると認めるときはその研修事業に関する報告及びこれに関する書類の提出を求め、又は研修実施機関の同意を得て実地に調査することができる。また、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、研修実施機関に対して改善指導を行うことができる。

(7) 研修企画会議への出席

研修実施機関は、事業計画等において次に掲げる要件をすべて満たす場合、市に研修企画会議への出席を求めることができる。

ア 市内において認知症介護基礎研修を年3回以上開催し、各受講定員を40名以上とすること。

イ 市内において認知症介護実践者研修を開催し、受講定員を計240名以上とすること。

ウ 認知症介護実践者研修において、市の要請により受講者の優先枠を設けること。

4 認知症介護基礎研修

(1) 研修対象者

ア 国要綱等に定める認知症介護基礎研修の研修対象者のうち、原則として、市内に所在する介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等とする。ただし、定員に余裕がある場合は、研修実施機関として指定された他自治体の介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等を含めることができる。

イ 市内に所在する法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者が当該事業を行う事業所に従事する介護支援専門員等を含めることができる。

(2) 修了者の認定等

ア 研修実施機関は、認知症介護基礎研修の全カリキュラムを修了した者を研修修了者として認定する。

イ 研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証書（様式4）を交付する。

ウ 研修実施機関は、研修修了者について、次に掲げる事項を記載した認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修修了者名簿（様式5）を作成し、適正な方法をもって管理しなければならない。

- (ア) 研修実施機関名
 - (イ) 研修種別・名称
 - (ウ) 研修実施期間
 - (エ) 研修修了者に交付した修了証書番号及び修了年月日
 - (オ) 研修修了者の氏名、フリガナ、生年月日及び従事している介護保険施設・事業所等の名称、住所
- エ 研修実施機関は、修了証書を交付したとき、その交付日の属する年度の最終日までに前項の名簿を市長に提出する。

(3) その他

研修の実施にあたっては、(1)及び(2)に規定するもののほか、国要綱等の規定を満たすものとし、なお必要となる事項は、研修実施機関が定めるものとする。

5 認知症介護実践研修

認知症介護実践研修は「認知症介護実践者研修」及び「認知症介護実践リーダー」研修とする。4の研修は本研修について準用する。この場合において、「認知症介護基礎研修」とあるのは、「認知症介護実践者研修」又は「認知症介護実践リーダー研修」と読み替える。

6 認知症対応型サービス事業開設者研修

(1) 研修対象者

国要綱等に定める認知症対応型サービス事業開設者研修の研修対象者のうち、原則として市内の指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定予防基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）の代表者又は代表者となることが予定される者とする。

(2) 開催回数及び研修受講者数

年1回以上、各回60名以内とする。

(3) 研修受講にかかる費用

受講者は、研修の実施に必要な費用のうち、教材等にかかる実費相当分について負担する。

(4) その他

研修の実施にあたっては、(1)から(3)までに規定するもののほか、国要綱等の規定を満たすものとする。

7 認知症対応型サービス事業管理者研修

(1) 研修対象者

国要綱等に定める認知症対応型サービス事業管理者研修の研修対象者のうち、原則として市内の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定予防基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）の管理者又は管理者となることが予定される者であって、かつ、認知症介護実践者研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知に規定する基礎課程（以下「旧基礎課程」という。）を含む。）を修了している者とする。

(2) 研修内容

別表1のとおりとする。

(3) 準用

6(2)から(4)の規定は、本研修について準用する。

8 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

(1) 研修対象者

国要綱等に定める小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の研修対象者のうち、原則として市内の指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小

規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者となることが予定される者であって、認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む。）を修了している者とする。

(2) 準用

6 (2)から(4)の規定は、本研修について準用する。

9 認知症介護指導者養成研修

(1) 研修対象者

大府センターが定める研修実施要項の要件を満たす者とする。

(2) 公費による受講者数

(1)において、市長が適当と認め推薦した者のうち、公費による研修の受講者（以下「公費受講者」という。）については、年度毎に6名以内とする。

(3) 研修受講にかかる費用負担

ア 公費受講者は、研修の実施に必要な費用のうち教材等にかかる実費相当分について負担する。

イ 公費受講者の受講料については、市が負担する。

ウ 公費受講者の派遣に係る旅費及び宿泊費については、市が別紙1に定めるとおり補助する。

エ 前号の補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(4) その他

受講の手續等については、大府センターが定める研修実施要項に拠るものとする。その他、研修の実施にあたっては、(1)から(3)までに規定するもののほか、国要綱等の規定を満たすものとする。

10 認知症介護指導者フォローアップ研修

(1) 研修対象者

次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

ア 本市が実施する認知症介護実践研修の企画、立案に参画又は講師として従事している者又は従事することが予定されている者であること。

イ 認知症介護指導者養成研修修了後1年以上を経ている者であること。

(2) 研修受講者数

年3名以内とする。

(3) 受講の手續等

9 (3)の規定は、本研修について準用する。この場合において、「認知症介護指導者養成研修」とあるのは「認知症介護指導者フォローアップ研修」と読み替える。

(4) 研修受講にかかる費用負担

受講者は、研修の実施に必要な費用のうち、受講料として20,000円及び教材

等にかかる実費相当分について負担する。

(5) その他

研修の実施にあたっては、(1)から(4)までに規定するもののほか、国要綱等の規定を満たすものとする。

1 1 その他

この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

別表 1

認知症対応型サービス事業管理者研修

研修期間	研修形態	研 修 科 目
1.5日間 (11時間)	講義	<ol style="list-style-type: none">1 地域密着型サービス基準について2 地域密着型サービスの取組みについて3 介護従事者に対する労務管理について4 適切なサービス提供のあり方について5 事業所の適正な防災管理について

認知症介護指導者養成研修派遣旅費等にかかる補助金の支給について

(目的)

- 1 この補助金は、大府センターが実施する認知症介護指導者養成研修事業について、職員の派遣にかかる旅費又は宿泊費を補助することにより、認知症介護指導者の円滑な養成につながることを目的とする。

(補助金額)

- 1 認知症介護指導者養成研修派遣旅費にかかる補助金は、派遣職員が大府センターに通勤した場合において、当該職員が所属する施設等の代表者が、通勤にかかる費用を支払った場合に支給するものとし、1日あたり920円に15日に乗じた額を上限とする。
- 2 派遣職員が研修受講上の理由により、大府センターに宿泊して研修を受講した場合においては、派遣旅費に代えて、宿泊にかかる費用について補助する。但し、1日あたりの補助額及び対象日数の上限は、前項の派遣旅費にかかる補助金の範囲内とし、派遣旅費と宿泊費にかかる補助金は重複して支給しない。

(補助金の交付申請)

- 1 補助金を受けようとするときには、認知症介護指導者養成研修事業補助金交付申請書(様式6)に、内訳の分かるものを添えて、市長へ申請する。
- 2 前項による交付申請は、研修受講前に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

- 1 市長は、前条の申請書等を受理した場合は、その内容を審査のうえ、補助金を交付すべきと認めたときは速やかに補助金の交付決定を行い、認知症介護指導者養成研修事業補助金交付決定通知書(様式7)により通知する。

(申請の変更及び取り下げ)

- 1 補助金の交付決定に対し、内容の変更又は申請を取り下げる場合は、認知症介護指導者養成研修事業補助金交付変更申請書(様式8)の提出をしたうえで、市長の承認を受けなければならない。
- 2 前項に規定する申請の取り下げは、補助金の交付の申請をした者がその旨を記載した書面を、研修修了日までに市長に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 1 補助金の事業実績報告は、事業の完了後速やかに、認知症介護指導者養成研修事業完了報告書(様式9)を市長に提出して行わなければならない。
- 2 前項に規定する報告書には、認知症介護指導者養成研修修了証の写し、申請する補助金の額及びその算出根拠等を添えなければならない。

(補助金の交付)

- 1 補助事業の完了に係る報告を受けた場合、認知症介護指導者養成研修事業完了報告書(様式9)並びに関係書類の審査のうえ、適正と認められた後に、請求書

(様式10)の提出により一括交付するものとする。

(取消し及び返還)

1 市長は、補助金の交付決定を受けた法人又は交付を受けた法人が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部もしくは一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定または交付を受けたことが明らかとなったとき。

(2) 交付決定の条件に違反したとき

(関係書類の保管)

1 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳票等は、補助事業等の完了後5年間保存しておかなければならない。

(様式1)

認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修事業計画書

年 月 日

名古屋市長

申請者 所在地
名称
代表者職・氏名
担当者氏名
電話番号
指定法人番号

名古屋市認知症介護実践者等養成事業実施要綱3(2)の規定により、下記のとおり事業計画を提出します。

記

1 法人の概要

(1) 法人種別

(2) 名称

(3) 所在地

(4) 代表者職・氏名

2 研修種別

3 研修名称

4 添付書類

(1) 実践研修等の事業計画概要

開講目的、各回の実施予定会場名、所在地、研修期間、受講対象者、定員数、受講に要する費用、使用するテキスト名及び募集案内の方法等

(2) 名古屋市実践研修等のカリキュラム及び日程表

(3) 名古屋市実践研修等の講師の氏名、担当科目及び履歴に関する書類

(4) 実践研修等の収支予算状況に関する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(様式2)

認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修変更届

年 月 日

名古屋市長

申請者 所在地
名称
代表者職・氏名
担当者氏名
電話番号
指定法人番号

申請した内容を変更したいので、名古屋市認知症介護実践者等養成事業実施要綱3(3)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 研修種別

2 研修名称

3 変更内容

変更前		変更後	
添付書類			

4 変更予定時期

5 変更理由

(様式3)

認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修事業報告書

年 月 日

名古屋市長

申請者 所在地
名称
代表者職・氏名
担当者氏名
電話番号
指定法人番号

年度に実施した認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修が終了しましたので、名古屋市認知症介護実践者等養成事業実施要綱3(4)の規定により、下記のとおり報告します。

記

種別	名称	期間	受講者数	修了者数
認知症介護基礎研修				
認知症介護実践者研修				
認知症介護実践リーダー研修				

※ 各研修の実績等を記載すること。

実施していない研修は、空欄とすること。

受講者数・修了者数は、市内の介護保険施設・事業所等に従事する者について、年度における総数を記載すること。

添付書類

- (1) 実践研修等の収支決算書
- (2) 教材等、名古屋市実践研修等の受講者に配布した資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

(様式4)

第(実施機関番号)ー(連番)号

修了証書

氏名

生年月日 年 月 日

あなたは、当該法人が名古屋市長の指定を受けて
行う厚生労働省の定める

認知症介護基礎研修

認知症介護実践研修

(実践者研修)

認知症介護実践研修

(実践リーダー研修)

を修了したことを証します。

年 月 日

(実施機関名)

(代表者職・氏名)

印

(様式6)

認知症介護指導者養成研修事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所在地
法人名
代表者氏名

認知症介護指導者養成研修事業への職員派遣にかかる旅費又は宿泊費について、
下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円

2 添付書類

- ・ 交付申請額算出のわかるもの

(様式7)

年 月 日

様

名古屋市長

印

認知症介護指導者養成研修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました補助金の交付につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 補助金額

2 交付方法

事業完了後一括交付

3 交付条件

- (1) この補助金は、認知症介護指導者養成研修派遣にかかる旅費又は宿泊費に対して交付するものです。
- (2) 必要と認めるときは、指示し、報告を求め、検査することがあります。
- (3) 事業完了後は、速やかに事業完了報告書を提出してください。
- (4) 補助金交付決定に対し、内容の変更又は申請を取り下げる場合は、認知症介護指導者養成研修事業補助金交付変更申請書(様式8)を提出してください。
- (5) 上記各号に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。

(様式8)

認知症介護指導者養成研修事業補助金交付変更申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所在地
法人名
代表者氏名

年 月 日付で交付決定のありました認知症介護指導者養成研修事業にかかる補助金について、下記のとおり変更申請します。

記

1 補助金交付変更申請額

金 _____ 円

2 変更の理由

3 添付書類

- ・ 交付申請額算出のわかるもの

(様式9)

認知症介護指導者養成研修事業完了報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所在地
法人名
法人代表者

年 月 日付で補助金の交付決定のありました認知症介護指導者養成研修事業につきまして、事業が完了しましたので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

2 補助金交付決定額

金 _____ 円

3 添付書類

- ・ 交付申請額算出のわかるもの
- ・ 旅費、宿泊費を挙証する資料（支払額が分かるもの）
- ・ 各費用について法人が負担したことを証する書類（支給明細書や法人に対する受講者本人の領収証など）の写し
- ・ 認知症介護指導者養成研修修了証の写し

(様式 10)

請 求 書

請求金額

金 円

ただし、 年度認知症介護指導者養成研修事業として
上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

(委任者)

所在地

法人名

代表者氏名

(請求者)

所在地

法人名

代表者氏名

受領方法	口座振替	登録番号	
------	------	------	--